

原案可決  
全会一致

第22号発議案

## 拉致事件の解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

## 拉致事件の解決を求める意見書

政府は、北朝鮮が設置する日本人拉致被害者らの再調査に関する特別調査委員会に、実効性のある調査ができる権限が備わっていることを確認したことから、7月4日に北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除したところである。

5月の日朝合意を着実に履行し、日朝間の諸懸案解決に向けて着実に前進していかなければならないが、特に拉致事件は、最重要課題としてその解決に向け全力を尽くさなければならない。

したたかな外交戦略を持つ北朝鮮との交渉に当たっては、北朝鮮側の再調査結果の前に、日本が制裁解除の中身を示すという交渉はありえず、行動対行動の原則で臨むとともに、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させなければならない。

また、北朝鮮から拉致被害者らが帰国した場合に備え、新たな帰国者が直面すると考えられる様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、北朝鮮に対し拉致問題の解決なくして国交正常化はないとの強い決意の下、全ての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国が図られるよう最善を尽くし、拉致被害者等と家族との再会が一刻も早く実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
拉 致 問 題 担 当 大 臣	山 谷 えり子 様

原案可決  
全会一致

第23号発議案

## 私学助成に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者 総務文教委員長 小林 一大

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

## 私学助成に関する意見書

私立中学高等学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の進展に寄与しているところであるが、少子化の進展等により、学校経営は厳しい状況に置かれている。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、初めて健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものとする。

教育は国の礎であり、国家百年の大計のため、国の責務として万全の措置がなされなければならないことから、公立学校に比べて財政的基盤が脆弱な私立中学高等学校に対する助成措置の充実が図られなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
文 部 科 学 大 臣	下 村 博 文 様

第24号発議案

漁業用軽油に係る軽油引取税の  
免税措置の堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者 産業経済委員長 佐藤 卓之

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

## 漁業用軽油に係る軽油引取税の 免税措置の堅持を求める意見書

平成21年度税制改正における道路特定財源制度の廃止に伴い、軽油引取税は一般財源化され普通税に移行したが、各界の強い要望により漁船をはじめ農林漁業用などの機械に使用される軽油については、平成27年3月までの免税措置が認められている。

近年、燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は極めて厳しく、東日本大震災による壊滅的な被害や風評被害等により、一層深刻な状況に置かれている。また、今日の円安の進行により燃油価格は更に上昇しており、漁業者は厳しい状況に置かれている。

燃油は、漁業全体のコストに占める割合が極めて大きく、軽油引取税の免税措置が打ち切られれば、多くの漁業者が廃業に追い込まれることは必至な状況にある。

食料安全保障の観点からも、新鮮で安全な水産物の国民への提供はもとより水産業・漁村の多面的機能の維持増進を図る観点からも、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、沿岸漁業を維持することは重要な課題である。

よって国会並びに政府におかれては、漁業用軽油に係る軽油引取税の課税免除措置を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
農 林 水 産 大 臣	西 川 公 也 様

原案可決  
全会一致

第25号発議案

## 北陸新幹線開業に係る利便性向上に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者	皆川雄二	桜井甚一	坂田光子
	宮崎悦男	富樫一成	楡井辰雄
	佐藤純	岩村良一	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 柄沢正三様

## 北陸新幹線開業に係る利便性向上に関する決議

北陸新幹線の長野・金沢間開業による交流人口の拡大や経済の活性化が大きく期待されていたにもかかわらず、速達タイプの「かがやき」が1本も本県に停車しないことが明らかとなり、地元関係者をはじめ県民は大きな衝撃を受けている。

これまで北陸新幹線開業に向けて積み重ねられてきた先人の苦労や、県をはじめとする関係者の努力が報われていないことは、誠に遺憾である。

今後は、「かがやき」の停車など、本県における利便性の向上を図るべく、さらに強く要望していくとともに、併せて、JR東日本、JR西日本、並行在来線会社及び北越急行と連携した交通ネットワークの利便性の確保と、開業により影響が懸念される上越新幹線の活性化や、更なる利便性向上に向けて最大限の努力を払わなければならない。

同時に、北陸新幹線の県内駅停車の拡大に向けては、何よりも本県に停車する必要性と停車することの意義や魅力を発信していくことが肝要であり、また、佐渡、トキ、ジオパーク、スキー場、酒、史跡、風景、海の幸や山の幸などの、本県が有する秀でた観光資源を積極的に発信するとともに、県と地元市町村をはじめ、関係者が一体となり観光客誘致等の本県の活性化を強力に進めていかなければならない。

よって本県議会は、北陸新幹線の開業に向けて交流人口の拡大と経済振興を図り、本県の交通ネットワークの更なる利便性の向上のため、全力で取り組むことを決意するものである。

以上、決議する。

平成26年10月10日

新潟県議会



原案可決  
賛成多数

第27号発議案

## 消費税率10%への引上げに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者	小宮佐	林崎藤	林悦	一男純	桜富岩	井樫村	甚一良	一成一	坂榆	田井	光辰	子雄
賛成者	笠矢沢早小帆東高大志横佐	原野藤野川荏山倉淵田尾藤	義卓吉和謙英邦幸久	宗学之修秀雄治機栄健男秀雄	高皆小斎尾村渡三上内青小	橋川島藤身松辺富杉山木島	直雄隆孝二惇佳知五太義	揮二隆景昭郎夫一之郎徳	青小西金中小石星梅市片石	柳林川谷野野井野谷川野塚	正一洋国峯伊佐政	司大吉彦洸生修夫守広猛健

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

## 消費税率10%への引上げに関する意見書

消費税率引上げ前の1～3月の駆け込み需要で大きく膨らんだ日本経済は、4～6月期はその反動で大きく沈み込み、7～9月期でどれほど戻るのかが注視されている。

政府は9月の月例経済報告で、消費税増税前の駆け込み需要による反動が長期化する懸念を示しており、台風の影響もあって個人消費は持ち直しの動きに足踏みがみられ、生産は弱含みで設備投資も増加傾向を示しつつあるものの力強さを欠いており、政府の政策主導から民間主導の自律回復への転換が遅れる事態が想定される。

特に、地方においては、未だアベノミクスの恩恵に浴していないにもかかわらず、消費税率引上げの反動の影響を大きく受けている現状にある。

消費税率の引上げは、年金や医療、介護と増えていく社会保障費の裏づけとして必要なことは十分理解するところであり、また、引き上げない場合の国債の暴落などのリスクについての対応が困難なことから、消費税率を10%にすべきとの考えも理解するところである。

しかしながら、景気が後退しマイナス成長となれば税収も上がらず、財政あって経済なしの状況となることも懸念される。

よって国会並びに政府におかれては、消費税率10%への引上げの決断に当たっては、企業収益の上昇や賃金上昇などの課題について十分に検討するとともに、経済分析の専門家の意見も十分に聞きながら慎重に判断するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様

原案可決

全会一致

第29号発議案

## 自主性を尊重した農協改革を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月10日

提出者 桜井 甚一 坂田 光子 宮崎 悦男  
富樫 一成 榎井 辰雄 佐藤 純  
岩村 良一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 柄沢 正三 様

## 自主性を尊重した農協改革を求める意見書

規制改革会議農業ワーキング・グループが、中央会制度の廃止や全農の株式会社化などを含む「農業改革に関する意見」を発表し、6月には、「規制改革に関する第2次答申」がなされたことを受けて、10年先を見通した農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の改革が大きな柱として盛り込まれ、特に、農協改革に関しては、これまでの制度や事業、組織のあり方について自己改革を促す内容となっている。

農協改革の議論においては、農協の負の面ばかりが強調されているが、組合員はもとより、農業と地域を守ろうとする人々のために組織が存在していることを原点として、農協がこれまで地域社会や経済に果たしてきた役割も評価されなければならない。

協同組合が、時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていくべきことは、言うまでもないことであるが、改革は、あくまで組合員の立場に立った協同組合自身による自己改革が基本となるべきものである。

よって国会並びに政府におかれては、農協改革に当たっては、農協の自己改革を尊重した農業と地域を守るための改革を目指すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
農 林 水 産 大 臣	西 川 公 也 様
規 制 改 革 担 当 大 臣	有 村 治 子 様